

糸島市地域包括支援センター運営事業委託  
プロポーザルに係る質問事項回答書

No	質問事項	回答内容
1	<p>糸島市地域包括支援センター運営事業委託仕様書 P9 8 センター事務所の設置場所 について</p> <p>「応募法人が、設置場所を糸島市健康福祉センターあごら内に置くことを前提に計画することは可能か」</p>	<p>法人の住所にかかわらず、参加資格要件を満たした法人であれば、センターの設置場所を糸島市健康福祉センターあごら内として応募書類を提出することは可能です。</p> <p>その場合は、様式7 運営に関する計画書(管理体制)「1 センターの設置場所について」の「センター設置方法」、「施設状況」、「地域包括支援センターの設置予定地」、「事務所内平面図」の記載は不要です。</p> <p>なお、あごら内のセンター事務所設置場所等については、受託候補法人決定後、別途市と協議を行います。</p>